

租税特別措置法等（相続税・贈与税関係）の改正

目 次	
一 相続税の物納制度の見直し……………	555
二 直系尊属から結婚・子育て資金の一括 贈与を受けた場合の贈与税の非課税の延 長……………	557
三 農地等に係る贈与税・相続税の納税猶 予制度における営農困難時貸付けの要件 の見直し……………	558
四 山林に係る相続税の納税猶予制度にお ける経営困難時委託特例の要件の見直し ……………	560
五 非上場株式等についての贈与税の納税 猶予の特例制度等の改正……………	561

はじめに

本稿では、令和7年度税制改正に盛り込まれた改正事項のうち、相続税・贈与税関係の改正の概要について説明します。

この改正事項が盛り込まれた所得税法等の一部を改正する法律は、去る3月31日に可決・成立し、同日に令和7年法律第13号として公布されています。また、以下の関係政省令等もそれぞれ制定・公布されています。

- ・ 相続税法施行令の一部を改正する政令（令7.3.31政令第123号）
- ・ 租税特別措置法施行令の一部を改正する政令（令7.3.31政令第127号）
- ・ 相続税法施行規則の一部を改正する省令（令7.3.31財務省令第21号）

- ・ 租税特別措置法施行規則等の一部を改正する省令（令7.3.31財務省令第26号）
- ・ 中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則の一部を改正する省令（令7.3.31経済産業省令第27号）
- ・ 租税特別措置法施行令の規定に基づき農業に従事することを不可能にさせる故障を定める件の一部を改正する件（令7.4.1農林水産省告示第509号）
- ・ 租税特別措置法施行令第四十条の七の六第十七項第四号の規定に基づく山林の経営を行うことを不可能にさせる故障として農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるものを定める件の一部を改正する件（令7.4.1農林水産省告示第510号）

一 相続税の物納制度の見直し

1 改正前の制度の概要

物納制度は、相続税にのみ設けられている制度です。相続税の課税財産には、換価の難しい不動産などもあり、延納の許可を受けてもその延納期間内に完納することができない場合もありますので、この制度が設けられています。

したがって、物納制度は、納付すべき相続税額について、延納によっても金銭で納付することを困難とする事由がある場合についてのみ、その納付を困難とする金額を限度（この限度額を以下「物納許可限度額」といいます。）として申請をすることができます（相法41①）。

この物納許可限度額は、(A)納付すべき相続税額

から(B)即納可能額及び(C)延納可能額を控除した残額により算出されるものとされていました（旧相令17）。

$$\text{物納許可限度額} = \text{(A)納付すべき相続税額} - \text{(B)即納可能額} - \text{(C)延納可能額}$$

このうち、(B)即納可能額は、現金・預貯金その他換価の容易な財産の額から3月分の生活費及び事業を継続するために必要な当面の運転資金（以下「当面の生活費等」といいます。）を控除して算出し、(C)延納可能額は、延納期間中の収入から延納期間中の生活費及び運転資金を控除して算出することとされていました。具体的には、(C)延納可能額は次の①の金額と②の金額を基に算出した額とされていました。

- ① 将来の収入の額として合理的に計算した額（旧相令17一）
- ② 将来の通常必要な生活費及び運転資金の額から当面の生活費等を控除した残額（旧相令17二）

2 改正の内容

物納制度については、令和6年度与党税制改正大綱において、「いわゆる「老老相続」や相続財産の構成の変化など相続税を取り巻く経済社会の構造変化を踏まえ、納税者の支払能力をよりの確に勘案した物納制度となるよう、延納制度も含め、物納許可限度額の計算方法について早急に検討し結論を得る。」とされたところです。これを踏まえ、物納許可限度額の計算方法について見直しが

検討された結果、令和7年度与党税制改正大綱において、「物納許可限度額等の計算方法について、納税者の支払能力を的確に勘案した物納制度となるよう見直しを行う。」とされました。具体的には、次のとおり物納許可限度額の計算方法が見直されています。

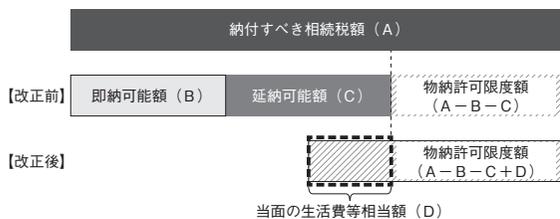
すなわち、(C)延納可能額の計算における上記1①の額から②の額を控除した残額は、いわば余剰資金であり、延納による納付に充てられるべきものと考えられています。そのため、上記1②から控除される「当面の生活費等」に相当する額は、結果として延納により納付することが前提とされており、計算上、延納による納税が終了した直後の納税者の手元資金が枯渇することが想定されます。また、物納許可限度額は、平成18年度税制改正において法令上明確化されたものですが、その後約20年が経過し、相続人の高齢化が一層進む中で、病気や怪我など日常生活を過ごす上での不確実性が増し、緊急時に備えた手元資金の重要性がますます高まっているともいえます。

そこで、延納期間終了後における物納申請者の当面の生活費等に配慮する観点から、物納許可限度額〔=(A)納付すべき相続税額-(B)即納可能額-(C)延納可能額〕の計算上、(D)延納期間終了後の当面の生活費等を加算することとされました（相令17三）。また、この見直しに伴い、物納申請書等の記載事項についても規定が整備されました（相規22①）。

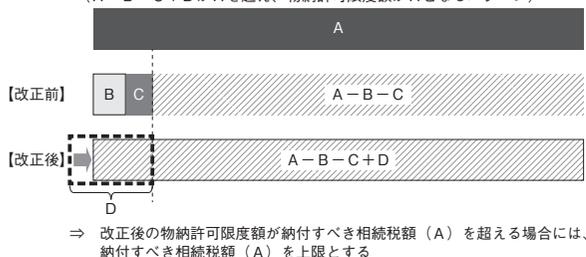
【改正後の計算イメージ】

$$\text{物納許可限度額} = (\text{A})\text{納付すべき相続税額} - (\text{B})\text{即納可能額} - (\text{C})\text{延納可能額} \\ + (\text{D})\text{延納期間終了後の当面の生活費等}$$

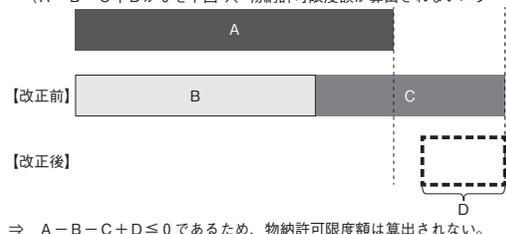
パターン1：改正前でも物納許可限度額が算出される場合①



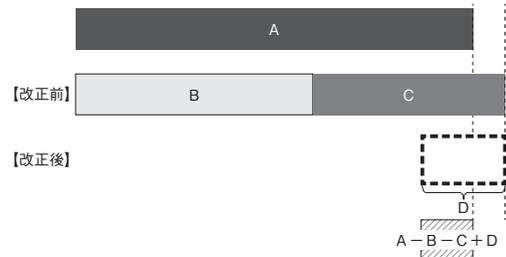
パターン3：改正前でも物納許可限度額が算出される場合②
($A - B - C + D$ がAを超え、物納許可限度額がAとなるパターン)



パターン2：改正後も物納許可限度額が算出されないパターン
($A - B - C + D$ が0を下回り、物納許可限度額が算出されないパターン)



パターン4：改正により物納許可限度額が算出されることとなるパターン



なお、(D)延納期間終了後の当面の生活費等を加算した結果、物納許可限度額が計算上算出されることになり、延納を使わずに「即納+物納」が可能となる場合が生じるように見えますが、そもそも物納は、「延納によっても金銭で納付することを困難とする事由がある場合」（相法41①）に適用されるものであるという点については改正がありません。そのため、即納可能額が納付すべき相続税額を超える場合には、そもそも納期限において金銭で納付することを困難とする事由があるとはいえないため引き続き物納の許可を受けること

はできないことはいうまでもありません。

※ 特定物納（相法48の2①）の許可限度額の計算についても同様の見直しがされています（相令25の7①、相規28）。

3 適用関係

上記2の改正は、令和7年4月1日以後に相続又は遺贈により取得する財産に係る相続税について適用し、同日前に相続又は遺贈により取得した財産に係る相続税については、従前どおりとされています（改正相令附則②）。

二 直系尊属から結婚・子育て資金の一括贈与を受けた場合の贈与税の非課税の延長

1 改正前の制度の概要

平成27年4月1日から令和7年3月31日までの間に、個人（結婚・子育て資金管理契約を締結する日において18歳以上50歳未満の者に限ります。）

が、その直系尊属と受託者との間の結婚・子育て資金管理契約に基づき信託の受益権を取得した場合、その直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭を結婚・子育て資金管理契約に基づき銀行等の営業所、事務所その他これらに準ずるも

ので日本国内にあるもの（以下「営業所等」といいます。）において預金若しくは貯金として預入をした場合又は結婚・子育て資金管理契約に基づきその直系尊属からの書面による贈与により取得した金銭等で金融商品取引業者の営業所等において有価証券を購入した場合には、その信託の受益権、金銭又は金銭等（以下「信託受益権等」といいます。）の価額のうち1,000万円までの金額（既に本特例の適用を受けて贈与税の課税価格に算入しなかった金額がある場合には、その算入しなかった金額を控除した残額）に相当する部分の価額については、贈与税の課税価格に算入しないこととされています。ただし、その個人の信託受益権等を取得した日の属する年の前年分の合計所得金額が1,000万円を超える場合には、適用されません（旧措法70の2の3①）。

2 改正の内容

本措置については、令和3年度与党税制改正大綱において、「制度の廃止も含め、改めて検討」とされた後、令和5年度与党税制改正大綱においても同様の指摘がされていました。その後も利用件数が低迷する等の状況にあり、若年世代への資産移転を通じた経済活性化や少子化対策という政策目的に寄与しているとは評価できず、本来的には制度を廃止すべきですが、「こども未来戦略」（令和5年12月22日閣議決定）の集中取組

期間（令和8年度まで）の最中にあり、こども・子育て政策を総動員する時期にあることを踏まえ、本措置の適用期限が令和9年3月31日まで2年延長されました（措法70の2の3①）。

（参考）令和7年度与党税制改正大綱（抄）

第一 令和7年度税制改正の基本的考え方

3. 経済社会の構造変化を踏まえた税制の見直し

(2) 子育て世帯への支援

② 結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置

結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置については、令和5年度税制改正大綱で「制度の廃止も含め、改めて検討する」とされた後も、利用件数が低迷する等の状況にあり、関係省庁において、子育てを巡る給付と負担のあり方や真に必要な対応策について改めて検討すべきである。他方、現在、「こども未来戦略」の集中取組期間（令和8年度まで）の最中にあり、こども・子育て政策を総動員する時期にある。このため、本措置は、特に集中取組期間であることを勘案し、適用期限を2年延長する。

三 農地等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度における営農困難時貸付けの要件の見直し

1 改正前の制度の概要

(1) 農地等に係る贈与税の納税猶予及び免除の概要

農業を営む個人で一定の者（以下「贈与者」といいます。）が、その農業の用に供している農地（特定市街化区域農地等に該当するもの及び利用意向調査（農地法に規定する利用意向調査をいいます。）に係るものうち一定のもの

を除きます。）の全部及びその用に供している採草放牧地（特定市街化区域農地等に該当するものを除きます。）のうち一定部分並びに準農地のうち一定部分をその贈与者の推定相続人のうちの1人の者に贈与した場合（その贈与者が既に本特例の適用に係る贈与をしている場合を除きます。）には、その農地及び採草放牧地並びに準農地（以下「農地等」といいます。）の贈与を受けた者（以下「受贈者」といいます。）

のその贈与の日の属する年分の贈与税の申告書の提出により納付すべき贈与税の額のうち、その農地等の価額に対応する部分の金額として計算した金額（以下「納税猶予分の贈与税額」といいます。）に相当する贈与税については、その年分の贈与税の申告書の提出期限までに納税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供した場合に限り、その贈与者の死亡の日まで、その納税が猶予されます。ただし、その受贈者が、同日前において次の①から③までのいずれかに該当することとなった場合にはこれらに定める日から2か月を経過する日まで、その贈与者の死亡の日前において次の④に該当することとなった場合には④に定める日まで、それぞれその納税が猶予されます（措法70の4①）。

- ① 贈与により取得した本特例の適用を受ける農地等を譲渡等した場合において、その農地等の面積が、本特例の適用を受ける農地等の面積の20%を超えるとき……その事実が生じた日
- ② 贈与により取得した農地等に係る農業経営を廃止した場合……その廃止の日
- ③ 贈与者の推定相続人に該当しないこととなった場合……その該当しないこととなった日
- ④ 受贈者が本特例の適用を受けることをやめようとする場合において、届出書を納税地の所轄税務署長に提出したとき……その届出書の提出があった日

(2) 営農困難時貸付けの概要

農地の納税猶予制度は適用を受ける期間が長期にわたるため、その適用期間中に受贈者に障害が発生するなどの理由により農地等の耕作ができない状態となることも想定されます。そのような場合には、耕作の放棄や営農廃止となり納税猶予の納期限が確定し、利子税を含めた納税が必要となりますが、本人の意思によらないこのような場合にまで納付を求めることは酷であり、また、農地の有効利用にもつながらないことから、納税猶予制度の適用を受ける受贈者

に次の事由が生じた場合において一定の貸付けを行ったときは、引き続き贈与税の納税猶予制度が適用されます。

- ① 受贈者が、障害、疾病その他の事由によりその適用を受ける農地等について、その受贈者の農業の用に供することが困難となった場合において、その農地等について地上権、永小作権、使用貸借による権利又は賃借権の設定に基づき一定の貸付け（以下「営農困難時貸付け」といいます。）を行ったときは、営農困難時貸付けを行った日から2か月以内に、営農困難時貸付けを行っている旨の届出書を納税地の所轄税務署長に提出したときに限り、その農地等について納税猶予の納期限の確定事由となる権利の設定はなかったものと、農業経営は廃止していないものとみなして、納税猶予が継続されます（措法70の4②）。

- ② 営農困難時貸付けは、政策的に促進すべき農地中間管理事業の推進に関する法律の規定による貸付け（特定貸付け）ができない場合に限り適用を受けることができます。

具体的には、農地等が農地中間管理事業の推進に関する法律の都道府県知事の認可を受けた農地中間管理事業を行う農地中間管理機構が存する場合における農地中間管理機構の事業実施地域に存しない場合又は受贈者が特定貸付けの申込みを行った日後1年を経過する日までに特定貸付けを行うことができなかった場合には、営農困難時貸付けをすることができます（措法70の4②、措令40の6⑤）。

(3) 営農困難時貸付けの具体的要件

受贈者（贈与税の申告書の提出期限において既に次に掲げる事由が生じていた者（その提出期限後に新たに当該事由が生じた者並びに下記②の身体障害者手帳の交付を受けている者のうち、その提出期限後に身体障害者手帳に記載された身体上の障害の程度が2級から1級に変更された者及び身体上の障害の程度が1級又は2級である障害が身体障害者手帳に新たに記載さ

れた者を除きます。）を除きます。）に次に掲げる事由が生じている状態とされてきました（措令40の6⑤）。

- ① 受贈者が精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定により精神障害者保健福祉手帳（障害等級が1級である者として記載されているものに限り）の交付を受けていること。
- ② 受贈者が身体障害者福祉法の規定により身体障害者手帳（身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されているものに限り）の交付を受けていること。
- ③ 受贈者が介護保険法の規定により要介護認定（要介護状態区分が要介護5に該当するものに限り）を受けていること。
- ④ 上記①から③までに掲げる事由のほか、受贈者が贈与税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障として農林水産大臣が財務大臣と協議して定めるものを有するに至ったことにつき、市町村長又は特別区の区長の認定を受けていること。

(4) 農地等を相続した場合の相続税の納税猶予及び免除等

相続税についても上記(1)から(3)までに準じて同様の措置が講じられています（措法70の6、

措令40の7）。

2 改正の内容

上記1(3)の営農困難時貸付けの適用を受けることができる事由のうち、④の受贈者が贈与税の申告書の提出期限後に農業に従事することを不可能にさせる故障について、介護医療院への入所により農業に従事することができなくなる故障として市町村長又は特別区の区長が認定したものが追加されました（上記1(4)の相続税の納税猶予及び免除等についても同様です。）（平成25年4月農林水産省告示第803号）。

(参考) 「介護医療院」とは、要介護者であって主として長期にわたり療養が必要である者に対し施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設として都道府県知事の許可を受けたものをいいます（介護保険法8⑳）。

3 適用関係

上記2の改正は、令和7年4月1日以後に営農困難時貸付けをする場合に適用されます（令和7年4月農林水産省告示第509号）。

四 山林に係る相続税の納税猶予制度における経営困難時委託特例の要件の見直し

1 改正前の制度の概要

特定森林経営計画が定められている区域内に存する山林（立木又は土地をいいます。以下同じです。）を有していた個人のうち一定の者から相続又は遺贈により特例施業対象山林の取得をした林業経営相続人が、その相続に係る相続税の期限内申告書の提出により納付すべき相続税額のうち、特例山林に係る納税猶予分の相続税額に相当する相続税については、その相続税の申告書の提出期

限までにその納税猶予分の相続税額に相当する担保を提供した場合に限り、その林業経営相続人の死亡の日まで、その納税が猶予されます（措法70の6の6①）。

なお、この制度は、相続税の申告書の提出期限までに、その相続又は遺贈により取得をした山林の全部又は一部が共同相続人又は包括受遺者によって分割されていない場合には適用されません（措法70の6の6⑧）。

この特例は、その適用を受ける林業経営相続人

が、死亡の時まで特定森林経営計画に基づき山林の経営を継続することが要件とされており、経営の継続ができない場合には、猶予税額及び猶予期間に対応する利子税を納付することとされています。こうした制度であることから、農地等に係る贈与税・相続税の納税猶予制度における営農困難時貸付け（上記三1(2)）と同様の措置（経営困難時委託特例）が講じられています（措法70の6の6⑥、措令40の7の6⑰）。

2 改正の内容

上記三2と同様に、この特例についても、上記

1の経営困難時委託特例の適用を受けることができる事由のうち、林業経営相続人が相続税の申告書の提出期限後に山林の経営を行うことを不可能にさせる故障について、介護医療院への入所により山林の経営を行うことができなくなる故障として市町村長が認定したものが追加されました（平成29年3月農林水産省告示第511号）。

3 適用関係

上記2の改正は、令和7年4月1日以後に経営困難時委託を行う場合に適用されます（令和7年4月農林水産省告示第510号）。

五 非上場株式等についての贈与税の納税猶予の特例制度等の改正

1 改正前の制度の概要

(1) 非上場株式等についての贈与税の納税猶予及び免除の特例

特例経営承継受贈者（※）が、特例認定贈与承継会社の非上場株式等を有していた者（その特例認定贈与承継会社の非上場株式等について既にこの特例の適用に係る贈与をしているものを除きます。以下「特例贈与者」といいます。）からその特例認定贈与承継会社の非上場株式等を贈与（平成30年1月1日から令和9年12月31日までの間の最初のこの特例の適用に係る贈与及びその贈与の日から特例経営贈与承継期間の末日までの間に贈与税の申告書の提出期限が到来する贈与に限ります。）により取得した場合において、その贈与が次の①又は②の贈与に該当するときは、その特例対象受贈非上場株式等に係る納税猶予分の贈与税額に相当する贈与税については、その年分の贈与税の申告書の提出期限までにその納税猶予分の贈与税額に相当する担保を提供した場合に限り、その特例贈与者の死亡の日まで、その納税が猶予されます（措法70の7の5①）。

① その特例贈与者が1人の特例経営承継受贈

者に贈与をする場合……イ又はロに掲げる区分に応じそれぞれイ又はロに定める贈与

イ $A \leq B$ の場合……A以上の数又は金額に相当する非上場株式等の贈与

ロ $A > B$ の場合……Bの全ての贈与

$$A : \left(\begin{array}{l} \text{贈与の直前} \\ \text{における特} \\ \text{例認定贈与} \\ \text{承継会社の} \\ \text{議決権に制} \\ \text{限のない発} \\ \text{行済株式又} \\ \text{は出資の総} \\ \text{数又は総額} \end{array} \right) \times \frac{2}{3} - \left(\begin{array}{l} \text{贈与の直前} \\ \text{において特} \\ \text{例経営承継} \\ \text{受贈者が有} \\ \text{していたそ} \\ \text{の特例認定} \\ \text{贈与承継会} \\ \text{社の非上場} \\ \text{株式等の数} \\ \text{又は金額} \end{array} \right)$$

B：贈与の直前において特例贈与者が有していた特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額

② その特例贈与者が2人又は3人の特例経営承継受贈者に贈与をする場合……その贈与後におけるいずれの特例経営承継受贈者の有するその特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額が特例認定贈与承継会社の発行済株式又は出資の総数又は総額の10分の1以上となる贈与であって、かつ、その贈与後に

おけるいずれの特例経営承継受贈者の有するその特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額がその特例贈与者の有するその特例認定贈与承継会社の非上場株式等の数又は金額を上回る贈与

※ 上記の「特例経営承継受贈者」とは、贈与の日まで引き続き3年以上にわたり特例認定贈与承継会社の役員等であること（以下「役員等就任要件」といいます。）など一定の要件を満たす者をいいます（旧措法70の7の5②六へ）。

(2) 個人の事業用資産についての贈与税の納税猶予及び免除

特例事業受贈者（※）が、平成31年1月1日から令和10年12月31日までの間に、贈与により特定事業用資産を取得し、事業を継続する場合には、担保の提供を条件に、その特例事業受贈者が納付すべき贈与税額のうち、贈与により取得した特定事業用資産の課税価格に対応する贈与税の納税が猶予されます（措法70の6の8①）。

※ 上記の「特例事業受贈者」とは、贈与の日まで引き続き3年以上にわたり特定事業用資産に係る事業に従事していたこと（以下「事業従事要件」といいます。）など一定の要件を満たす者をいいます（旧措法70の6の8②二へ）。

(3) 上記(1)又は(2)の適用を受ける前提となる都道府県知事の確認

上記(1)の特例の適用を受けるためには、特例認定贈与承継会社は、特例円滑化法認定（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第1号の認定で中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律施行規則（以下「円滑化省令」といいます。）第6条第1項第11号又は第13号の事由に係るものに限ります。）を受ける必要があります、この特例円滑化法認定を受けるためには、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて特例承継計画を作成し、これについて、令和8年3月31日までに都

道府県知事の確認を受けるための申請を行う必要があります（円滑化省令17②）。

また、上記(2)の特例についても、その適用を受けるためには、特例円滑化法認定（中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律第12条第1項第2号の認定で円滑化省令第6条第16項第7号又は第9号の事由に係るものに限ります。）を受ける必要があります、この特例円滑化法認定を受けるためには、認定経営革新等支援機関の指導及び助言を受けて個人事業承継計画を作成し、これについて、令和8年3月31日までに都道府県知事の確認を受けるための申請を行う必要があります（円滑化省令17④）。

2 改正の内容

上記1(1)の特例は、中小企業の円滑な世代交代を集中的に促進し、生産性向上に資する観点から、平成30年度税制改正において創設されたものです。創設当時の本特例は、当初5年間（令和5年3月31日まで）に特例承継計画を作成し、確認を受けた上で、この5年間を含めた10年以内（令和9年12月31日まで）に贈与・相続により非上場株式等を取得した場合に限って適用することとされました。しかしながら、その後発生した新型コロナウイルス感染症の影響等により特例承継計画の策定に時間を要する中小企業者もあったため、この特例承継計画の提出期限は、令和4年度税制改正において1年延長され、令和6年度税制改正において更に2年延長され、令和8年3月31日までとされています（円滑化省令17②）。

一方で、この特例の適用を受けようとする特例経営承継受贈者は、贈与の日まで引き続き3年以上にわたり特例認定贈与承継会社の役員等ではないことことから、特例の適用期限である令和9年12月31日から逆算すると遅くとも令和6年12月末までには特例認定贈与承継会社の役員等ではないこととなります。これからこの特例の活用を検討する方々にとっては、この役員等就任要件が制約となる可能性があり、ひいては適用期間内の集中的な事業承継を促すという本措

置本来の目的の妨げにも繋がらうることから、適用期間内におけるこの特例の最大限の活用を促すため、この役員等就任要件を「贈与の直前において役員等であること」に見直すこととされました（措法70の7の5②六へ）。なお、いわゆる一般措置については、従来どおり贈与前3年以上の役員等就任要件が課せられています（措法70の7②三八へ）。

上記1(1)の特例よりも1年遅れて創設された上記1(2)の特例は、その適用期限が令和10年12月31日とされていることから、上記1(1)の特例のような差し迫った状況にはないですが、この特例についても適用期間内に最大限の活用を促すため、事業従事要件を「贈与の直前において特定事業用資産に係る事業に従事していたこと」に見直すこととされました（措法70の6の8②二八）。

なお、令和9年12月31日までとされている上記1(1)の特例の贈与・相続の期限については、この特例が、日本経済の基盤である中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上が待ったなしの課題であるために事業承継を集中的に進める観点の下、贈与・相続時の税負担が生じない制度とされるなど、極めて異例の時限措置とされていることを踏まえて延長されておらず、また、今後とも延長されないことが令和7年度与党税制改正大綱で示されています。

(参考) 令和7年度与党税制改正大綱（抄）

第一 令和7年度税制改正の基本的考え方

2. 地方創生や活力ある地域経済の実現

(1) 地域経済を支える中小企業の取組みを後押しする税制等

法人版事業承継税制の特例措置における役員就任要件について見直しを行う。なお、本措置は、中小企業の円滑な世代交代を通じた生産性向上という待ったなしの課題を解決するための極めて異例の時限措置であることを踏まえ、適用期限は今後とも延長しない。あわせて、個人版事業承継税制における事業従事要件についても見直しを行う。事業承継による世代交代の停滞や地域経済の成長への影響に係る懸念も踏まえ、事業承継のあり方については今後も検討する。

3 適用関係

上記2の改正は、令和7年1月1日以後に贈与により取得をする非上場株式等又は特定事業用資産に係る贈与税について適用され、同日前に贈与により取得をした非上場株式等又は特定事業用資産に係る贈与税については、従前どおりとされています（改正法附則55）。